平成２２年（フ）第４２３号
岐阜県羽島郡岐南町薬師寺５丁目18番地の１
債務者　総合建設さとうこと　佐藤　秀王
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３０号
岐阜市茜部野瀬１丁目68番地４
債務者　田中　禮子
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３２号
岐阜県瑞穂市別府330番地１　別府住宅313号
債務者　武越　千孝
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４３７号
岐阜県美濃市3987番地
債務者　都竹　修道
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５６号
岐阜県関市小屋名346番地26
債務者　梅村　昌則
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４５８号
岐阜市清本町10丁目８番地　ライオンズマンション岐阜清本町902号室
債務者　安部　真澄
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４６９号
岐阜市天池２丁目５番25号
債務者　野々村義雄
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４９１号
岐阜県各務原市那加新加納町2139番地
債務者　今尾裕次郎
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５０４号
岐阜市森西41番地　メイプルタウンピノＢ―201号室
債務者　有田　悠里
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５０８号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ａ４―1003
債務者　ＭＧエンジニアこと　渡邉　　守
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５２４号
岐阜市鷺山東２丁目13番30号
債務者　堀　　崇泰
１　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
岐阜県加茂郡川辺町石神583番地７
債務者　作道　　純
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第８９号
岐阜県可児市緑ケ丘３丁目72番地
債務者　後藤　由賢
１　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２３０２号
名古屋市昭和区広路町字石坂80番地の33　メゾン八事501号
債務者　山田　嘉宏
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７号
三重県尾鷲市光ケ丘24番６号
債務者　池本　末夫
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１７４号
滋賀県蒲生郡日野町清田877番地１、前住所
滋賀県蒲生郡日野町大字清田1752番地２
債務者　村嶋　利治
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６０４号
兵庫県姫路市大津区長松184番地９
債務者　信岡　昭三
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０５号
兵庫県姫路市大津区長松184番地９
債務者　信岡　隆子
１　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部